

平成7年12月23日

浄土宗代表役員

成田有恒 殿

【申請人】所在地 島根県松江市外中瀬町179番地1

出雲 教区松江組 <寺院番号 36 >

月照寺 寺院

住職(代表役員)



寺院財産処分承認申請書

下記のとおり寺院の財産を処分したいから、ご承認願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 処分財産	土地 島根県松江市外中瀬町358番地 (1934.19㎡)
2. 処分方法	売却
3. 処分代金	¥112,550,516-
4. 売却代金の保管方法	定期預金にて保管
5. 相手方の住所氏名	島根県 島根県知事 澄田信義
	上記代理人 松江土木建築事務所長 村上博次

6. 理由

島根県が施行する県道都市計画街路改良工事にあたり、移転を要する東林寺の代替移転地として島根県に売却。売却代金は本堂改築資金にあてる。

7. 添付書類

- (1) 責任役員会議事録 1 通
- (2) 総代の同意書 1 通
- (3) 登記簿謄本 各1 通
- (4) 評価価格証明書 各1 通
- (5) 相手方の買受証明書 各1 通
- (6) 物件と寺院との位置関係がわかる図面(地図)
- (7) 収用等による処分の場合、収用証明など公的機関の証明書
上記、進達します。

平成7年12月23日

組長



上記、進達します。

平成7年12月23日

松江市堅町88 信楽寺中 教区教区長
出雲教区教務所

